

事業の内容、指標 及び進捗管理について

平成26年7月9日
国立成育医療研究センター

平成26年度小児等在宅医療連携拠点事業の内容

都道府県及び拠点となる医療機関とで役割分担を明確にし、下記の6タスクを実施

事業実施者（9都県）

- 群馬県 ○ 埼玉県 ○ 千葉県 ○ 東京都 ○ 神奈川県
- 長野県 ○ 三重県 ○ 福岡県 ○ 長崎県

- ① 行政、医療・福祉・教育関係者等による協議を定期的を開催
- ② 地域資源の把握と活用
- ③ 受け入れ可能な医療機関等の拡大と専門医療機関との連携
- ④ 福祉・行政・教育関係者に対する研修会の開催やアウトリーチ
- ⑤ 個々のニーズに応じた支援を実施するコーディネーター機能の確立
- ⑥ 理解促進（相談窓口の設置や講習会の実施等）

小児等在宅医療連携拠点事業

平成26年度 151百万円

■背景・課題

- 新生児集中治療管理室(NICU)等から退院し重度の医療的ケアを要する小児等の在宅医療については特有の課題に対応する体制整備が必要

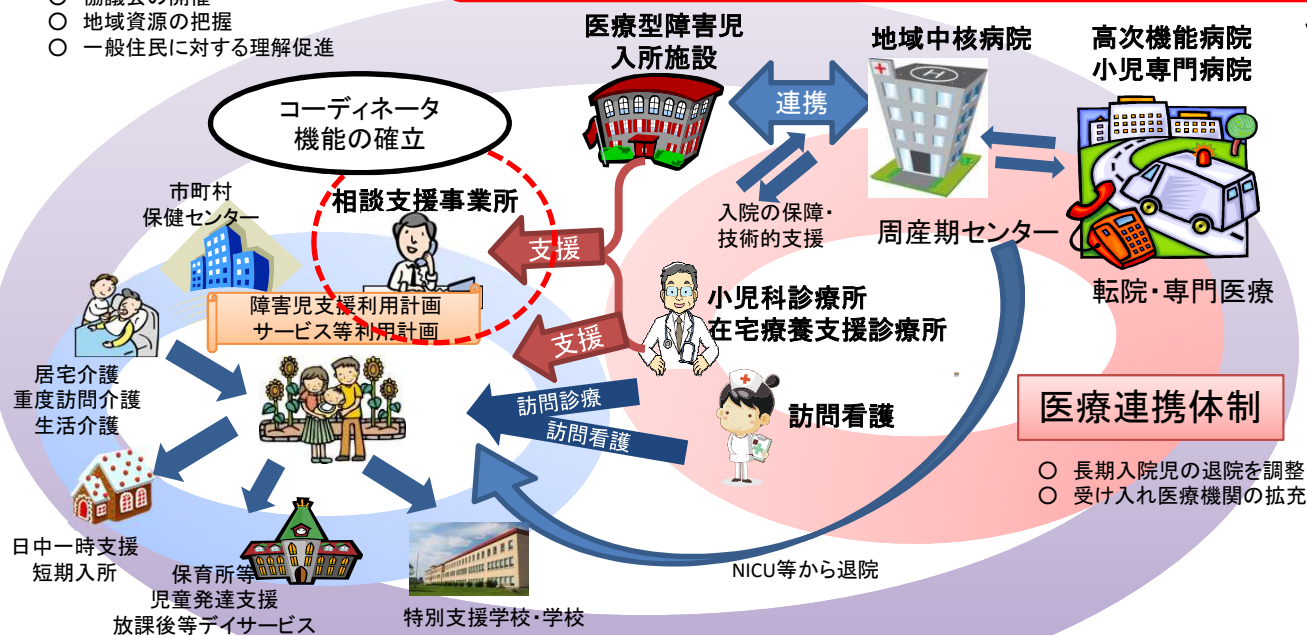
■本事業の目的・概要

- 小児等在宅医療を担う医療機関を拡充（診療所、訪問看護、医療型短期入所施設など）
- 地域における医療・福祉・教育の連携体制の構築
- 医療と連携した福祉サービスを提供できるコーディネータ機能の確立

都道府県による支援

- 協議会の開催
- 地域資源の把握
- 一般住民に対する理解促進

拠点のイメージ： 高次機能病院、在宅療養支援診療所、医療型障害児入所施設など



地域における包括的かつ継続的な在宅医療を提供するための体制を構築する。

- ① 二次医療圏や市町村等の行政・医療・福祉関係者等による協議を定期的開催
- ② 地域の医療・福祉・教育資源の把握・活用
- ③ 受入が可能な医療機関・訪問看護事業所数の拡大、専門機関とのネットワークを構築
- ④ 福祉・教育・行政関係者に対する研修会の開催やアウトリーチによる医療と福祉等の連携の促進
- ⑤ 個々のニーズに応じた支援を実施するコーディネータ機能の確立
- ⑥ 患者・家族や一般住民に対する理解促進の取り組み

地域の福祉・教育機関との連携

- 市町村自立支援協議会などでの医療と福祉との顔の見える関係
- 福祉・教育・行政職員に対する研修、アウトリーチ

※ 群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・長野県・三重県・福岡県・長崎県の9都県で実施

①協議会の開催

○背景・目的

地域によって、医療資源の状況や患者の受療動向が異なることから、地域の医療・福祉関係者が、地域の実情を踏まえ、課題を抽出し、その課題を解決するために取り組むことが必要である。

○内容

都道府県における行政、医療・福祉・教育関係者等による協議の場を定期的に開催し、小児等在宅医療における連携上の課題の抽出及びその対応方針を策定し、その方針を地域に反映させること

(具体例)

- ・ 都道府県において、小児医療を担う関係者、在宅医療関係者、都道府県医師会、福祉関係者等からなる会議等を開催し、地域の小児等在宅医療の課題の抽出及び対応方針を策定する。
- ・ 決められた方針を市町村や地域の自立支援協議会等に周知することにより、小児等在宅医療の患者の在宅療養を支援する。
- ・ 高齢者を含めた在宅医療・介護提供体制と連携して構築されることが必要であるため、都道府県の在宅医療推進施策と連携する形での推進を図る。



①県レベルの協議会の実例

群馬県

- 群馬県健康福祉部医務課が群馬県小児等在宅医療連絡協議会を設置し、保健予防課、子育て支援課、障害政策課、薬務課も参加した。
- 医務課、群馬県立小児医療センター、群馬県看護協会それぞれ明確に役割を分担し、さらにその他の連携機関に対しても明示されていた。

千葉県

- 千葉県健康福祉部障害福祉課が主管となり、健康福祉政策課、健康づくり支援課が協力して連携し、福祉施設間の連携体制にも考慮して取り組んだ。
- 千葉県障害児等支援在宅医療・訪問看護研究会、千葉県総合支援協議会療育支援専門部会、同相談支援専門部会がそれぞれ年4回ずつ開催され、拠点事業者(麒麟会)がいずれの委員も担当して課題の抽出、対応方針の策定に関わり、さらに、適宜、県医師会や県看護協会等の関係団体の助言・協力を受けながら事業を進めていった。

三重県

- 三重県健康福祉部医療対策局地域医療推進課を担当部署とした上で、医療対策局全体で小児在宅医療ワーキンググループを組織し、保健・医療・福祉・教育の連携を強化した。拠点事業者(三重大学医学部附属病院小児トータルケアセンター)を中心に小児等在宅医療連携拠点事業連絡会議を開催し、桑名地区鈴鹿地区の両モデル地区関係者、三重県医師会、小児科医会、看護協会、理学療法士会、作業療法士会、言語聴覚士会、小児拠点病院、草の実リハビリテーションセンター、NICUを持つ医療機関等でキックオフミーティングを行い、両モデル地区での課題と、県全体の課題と取組方向について議論を行った。

①市レベルの協議会の実例

埼玉県川越市

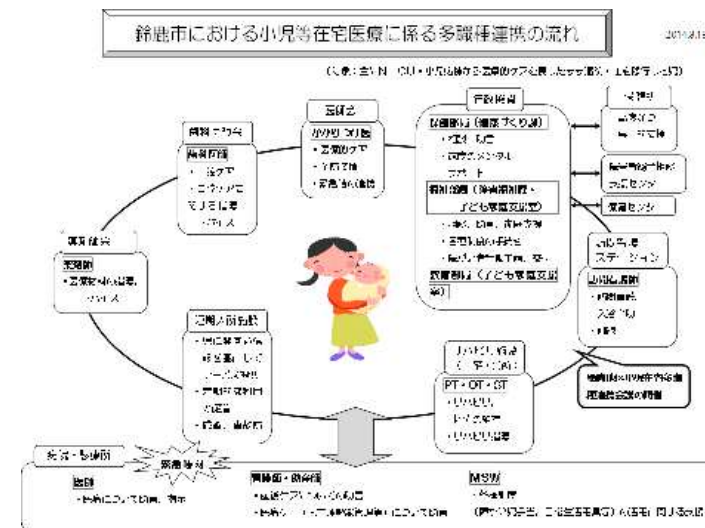
○ 川越市自立支援協議会くらし部会に4回オブザーバーとして出席し、行政・福祉関係者に対して小児等在宅医療患者についての理解を求めるとともに、福祉関係者に対する協力・支援について話し合った。

東京都多摩地域

- 地域の医療と福祉の顔が見える関係づくりを助ける目的で、府中市、東京都福祉保健局、保健所、療育施設、特別支援学校職員とで「多摩小児在宅医療連絡協議会」を結成。
- 小児在宅医で利用できる福祉資源について対象地域の9市に調査を実施。これまで自治体へ問い合わせを行なっても十分な情報が得られなかった様々な福祉サービス情報に関するアンケートを、東京都の全面協力を得て実施。

三重県鈴鹿市

○ 鈴鹿地区をモデル地区とし、計3回ずつの会議を開催した。鈴鹿市の医療担当課が中心となり、鈴鹿市訪問看護リハビリテーションセンター桜より、県訪問リハビリテーション連絡協議会登録施設等に対して小児在宅診療及び福祉資源についてのアンケート調査を実施した。



②地域資源の把握と活用

○背景・目的

- ・地域の在宅医療・福祉連携体制構築に当たっての課題を抽出するためには、地域の医療・福祉資源の実態等を把握することが必要不可欠である。
- ・また、把握した情報を整理し、地域の医療・福祉関係者と共有することにより、地域の医療・福祉連携の構築に活用することが可能である。

○内容

地域の医療・福祉、教育等の資源を把握し、整理した情報の活用を検討すること

(具体例)

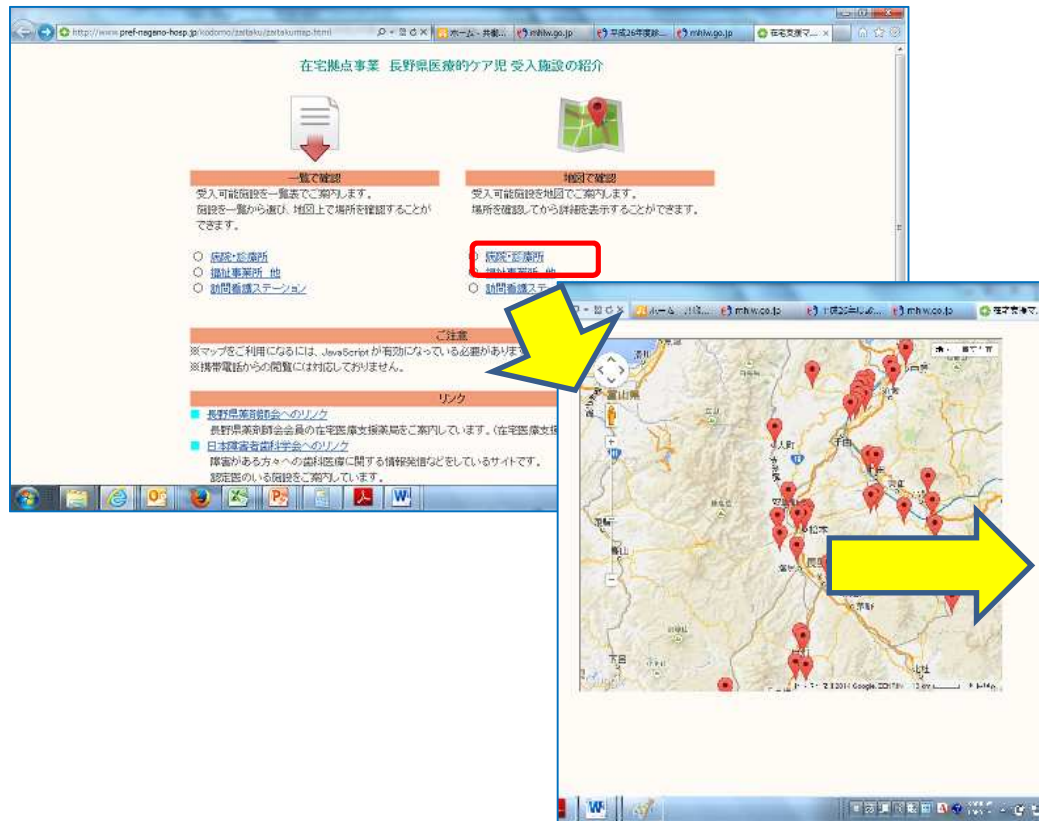
- 地域の医療・福祉、教育等の資源を把握し、退院支援の際や、既に外来医療を受けている患者の在宅導入の際に参考とできるよう整理し、地域の医療・福祉関係者に提供する。
- 地域の短期入所が可能な施設の空き状況をインターネット上に掲示する。

地域資源の把握と活用(長野県)

- 平成24年度に引き続き、25年度も診療所225、病院100、訪問看護ステーション133、福祉事務所385に小児在宅医療の受け入れ確認のアンケート調査を実施
- 回収率は40～65%
- 長野県立こども病院のホームページに調査情報を掲載

長野県立こども病院ホームページ

<http://www.pref-nagano-hosp.jp/kodomo/zaitaku/zaitakumap.html>



小児在宅受入れ確認アンケート

2012年時と2013年時の比較

	送付先数	回答数	回収率(%)	小児可能条件付き	小児可能比率(%)
診療所 2012	225	97	43.1	24	10.7
診療所 2013	221	91	41.2	32	14.5
病院 2012	100	59	59	23	23
病院 2013	99	64	64.6	23	23.3
訪問看護S 2012	133	74	55.6	40	30.1
訪問看護S 2013	131	77	58.8	46	35.1
福祉事務所 2012	55	31	56.4	20	36.4
福祉事務所 2013	385	152	39.5	93	24.2

* 在宅医療支援診療所・病院対象



121



③受け入れ可能な医療機関等の拡大と専門医療機関との連携

○背景・目的

- ・小児等に対し地域において在宅医療・訪問看護等を提供できる医療・福祉資源が十分とは言えない。
- ・NICU等からの円滑な退院や、医療密度の高い児等を支えるためには、NICUを有する医療機関等の専門医療機関と地域の医療・福祉関係者の連携が必要である。

○内容

小児等の在宅医療に関する研修の実施等により、小児等の在宅医療の受入が可能な医療機関・訪問看護事業所数の拡大を図るとともに、専門医療機関とのネットワークを構築すること

(具体例)

- ・在宅医療を提供する診療所や訪問看護事業所、小児医療を担う医療機関等に対して小児等在宅医療に関する研修を実施すること等により、小児等在宅医療の受入が可能な医療機関のすそ野を拡大する。
- ・在宅医療を提供する医療機関や訪問看護事業所との意見交換を通して、専門医療機関の医療従事者の小児等在宅医療への理解促進に取り組む。
- ・小児等在宅医療の患者が必要に応じて医療機関や医療型障害児者入所施設等に短期入院・入所できる体制を構築する。

研修の実績と受け入れ医療機関の拡大(埼玉県)

埼玉県では県医師会との連携、医療者向けの各種研修、マニュアル作りを実施した結果、小児等在宅医療患者を受け入れる医療機関数が前年と比べて約2倍に拡大した。

埼玉訪問看護講習会

第1回 2013年11月9日(土)10:30~17:00 埼玉医科大学総合医療センター 第1会議室
「家族看護」「川越市の母子保健について」「川越市の障害児施策」
「相談支援専門員について」

第2回 2013年11月23日(土)10:15~16:30 埼玉医科大学総合医療センター 第1会議室
「小児看護一元気な子どもの生活、呼吸・食・寝・排泄・体温維持への問題点と対応」

第3回 2013年12月7日(土)10:15~17:00 埼玉医科大学総合医療センター 第1会議室
「小児看護—こどものフィジカルアセスメント、スキントラブルとケア」
「重症児について」「子どもの緩和ケア」

第4回 2013年12月14日(土)10:15~16:30 埼玉医科大学総合医療センター 第1会議室
「退院支援」「子どものリハビリの基礎と実際」「療育施設について」

第5回 2014年1月18日(土)10:15~16:30 埼玉医科大学総合医療センター
「訪問看護実践とマネジメント」

医師向け講習会

小児在宅医療支援入門ワークショップ 2013年12月7日(土)10:00
埼玉医科大学総合医療センター小講堂

第5回小児在宅医療実技講習会 2014年3月21日(祝日) 大宮市



	回収件数		受入可能件数	
	24年度	25年度	24年度	25年度
病院	9	13	9	※(9)
クリニック(医師会)	23	141	17	※31
訪問看護	108	143	39	※77
訪問介護	121	84	34	※64
重症心身障がい児施設	4	5	2	※5

32郡市医師会に開業小児科医と在宅療養支援診療所医師のペアを結成し、地域の小児在宅医療を担当するシステムを開始。



※ アンケート内容を変えた為、受入可能病院の件数は出していない。
在宅人工呼吸器管理を行っている病院は9/20(件)である

④福祉・行政・教育関係者との連携

○背景・目的

医療・福祉連携の推進のためには、医療側から福祉側に積極的に働きかけを行うことが必要である。

○内容

地域の福祉・行政・教育関係者に対する研修会の開催やアウトリーチにより、小児等の在宅医療への理解を深め、医療と福祉等の連携の促進を図ること

(具体例)

- 福祉関係者等を含めた定期的な症例検討会
- 福祉・行政・教育関係者等を対象とした研修会、多職種でのグループワークを取り入れた研修会
- アウトリーチ（出張支援）
- 医療関係者が交流会や自立支援協議会への参加などを通じて、地域の医療・福祉関係者（障害者相談支援専門員、保健師等の行政担当者や学校関係者も含む。）との顔の見える関係を構築する。



福祉・教育関係者との連携(千葉県)

訪問看護ステーションへの出張研修、相談支援専門員や特別支援学校教員への研修、相談支援専門員のガイドライン作成により、多職種に対する支援を実施。

① 訪問看護師の育成研修

ア 訪問看護ステーションへの研修、支援

(4件/半年)

- ・ 出前研修 1コース 5日
※ 要望を受けて、県内各地へ出向いて研修を実施
- ・ 同行訪問研修 1コース 15日

イ 経験のある訪問看護ステーションへのコンサルテーション

(3件/半年)

相談支援専門員のサービス等 利用計画のガイドライン作成

相談支援専門員を対象に実施したアンケート結果(回答数 約140名)を踏まえ、サービス等利用計画作成 にあたって参考となるガイドラインを作成 (現在、進行中)

相談支援専門員の役割認識を 高めるための研修 (40名)

医療的ケアを要する子どもと家族への相談支援に関する留意点や相談支援専門員の果たすべき役割等についての講演

多職種による協働支援の事例検討会

医療依存度の高い子どもと家族への多職種協働支援のあり方

について、仮想事例を用いて学ぶ検討会を開催

- ア 北西部(流山市) 約50名
- イ 北部(成田市) 約50名

※ **地域を限定したことで、地域の関係者の顔の見える関係づくり**
に貢献し、**地域固有の課題の共有や解決策の検討ができた!**

特別支援学校との連携

- ・ 特別支援学校の教員を対象にした実地講習(約40名)
- ・ 校長会、教頭会へ協力依頼、意見交換(計約100名)



チーバくん



⑤患者・家族への個別支援とコーディネータ機能

○背景・目的

小児等の在宅医療患者は重症度が高い場合が多い。医療・福祉・教育にまたがる様々なサービスが適切に調整されるためには、個別の症例については、個別のサポートが必要である。

○内容

関係機関と連携し、小児等の患者・家族に対して個々のニーズに応じた支援を実施するコーディネーター機能を支援すること

(具体例)

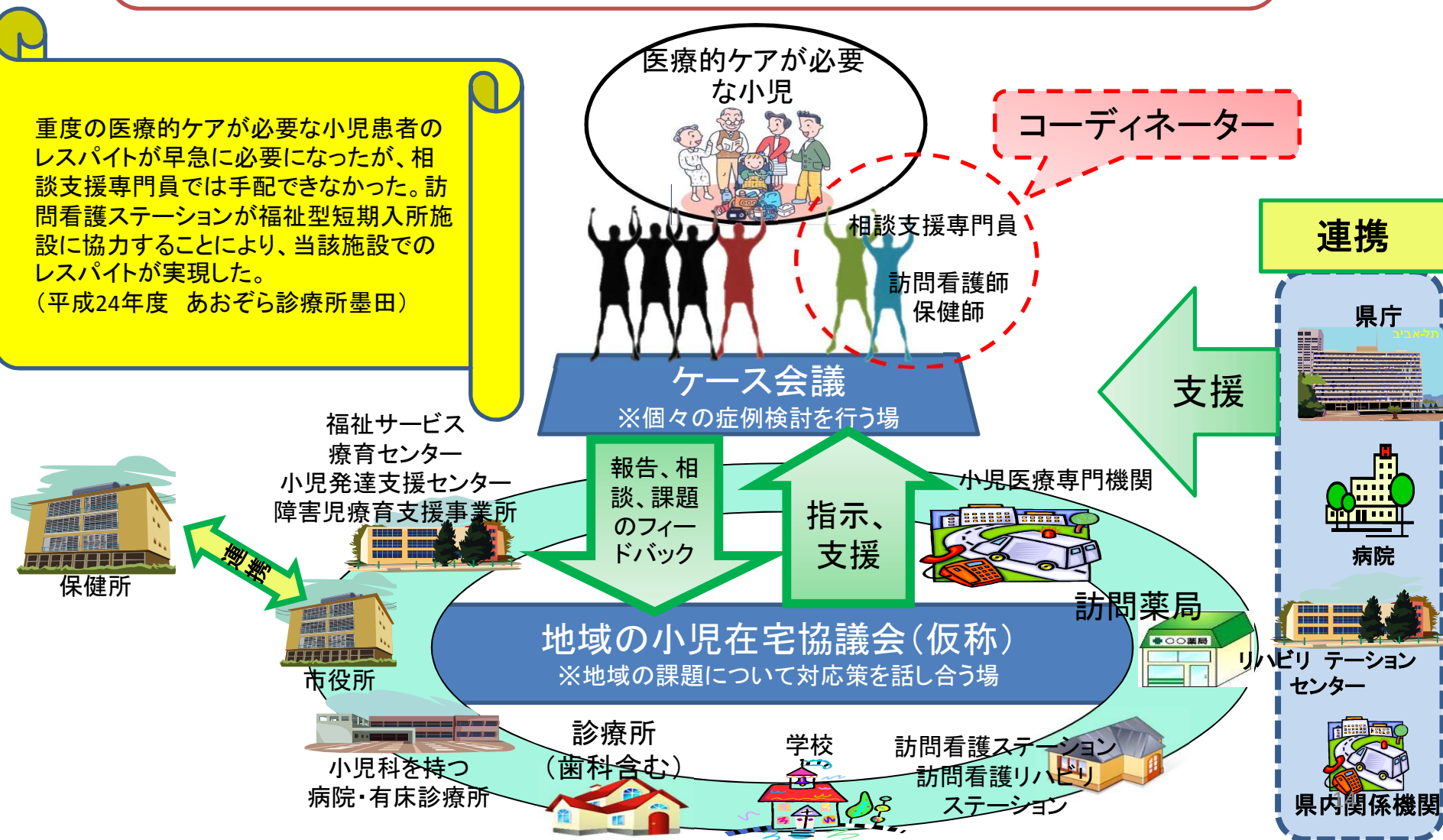
- 訪問看護事業所や保健所、市町村保健センター等と障害者相談支援専門員等とが連携してコーディネーター機能を担い、患者・家族に対して適切な医療・福祉サービスを提供できるよう支援する。
- コーディネーター機能については、関係機関間の連携しやすい環境作りに加え、個々の事例に対して、情報提供や患者訪問等により、患者家族を支えるサービスが包括的に提供されることを実施する。
- 必要に応じて患者・家族の定期的なフォローアップを行い、継続的な支援を実施する。
- その他、医療や生活に関する情報共有の場を提供する。

モデル地域での連携体制のイメージ

【今後の体制作りの課題(三重県)】

- 個別の症例に即して必要な関係者からなる協議の場を作ってはどうか。
- 協議の場においてコーディネーターが必要ではないか。
この場合、保健師や障がい児の相談支援専門員が候補として挙げられるのではないか。

重度の医療的ケアが必要な小児患者のレスパイトが早急に必要になったが、相談支援専門員では手配できなかった。訪問看護ステーションが福祉型短期入所施設に協力することにより、当該施設でのレスパイトが実現した。
(平成24年度 あおぞら診療所墨田)



⑥理解促進

○背景・目的

・ 家族や地域の関係者が在宅医療を受ける小児等を支えて行くためには、気軽に相談できる環境の整備が重要である。

○内容

患者・家族や一般住民に対する相談窓口の設置や講習会の実施などを通して、小児在宅医療に関する情報提供や一般の理解の促進を図るための取り組みを行うこと

(具体例)

- 都道府県や医療機関、医師会等に相談窓口を設置し、専門医療機関等と連携しながら患者・家族からの相談への対応や必要な支援を行う。
- 一般向けのパンフレットを作成し配布する。
- 小児在宅医療に関する一般向けの講習会を開催する。

⑥理解促進(長崎県、群馬県)

小児等在宅連携拠点事業一般講演会(長崎県)

医療関係者・一般市民(78名)が参加。
患者家族、医療関係者に限らず、一般の県民にも開放された講演会であり、地元新聞社やテレビの取材もあり、小児在宅医療を受ける子どもたちがいることを知ってもらうこと、小児在宅医療がどのような取り組みであるのかを知ってもらうよい機会となった。一般講演会の開催に当たっては、ポスター、チラシを作成し、病院、診療所、訪問看護ステーション等関係機関へ送付を行い、また、県庁・市役所でも掲示を行った。



訪問看護コールセンターの設置(群馬県看護協会)

群馬県子どもの訪問看護コールセンターを開設しました

「子どもの訪問看護」の相談を始めました。

なんでもご相談ください。

相談無料・秘密厳守

相談日：月曜日～金曜日 9:30～16:30

群馬県看護教育センター(群馬県看護協会)内



相談窓口の設置にあたっては、法令・制度、医療機関の案内、訪問看護の料金、看護技術などを記載したコールセンターの対応マニュアルを作成した。

パンフレット・リーフレット・DVDの作成(群馬県)



配布予定先

県内訪問看護ステーション、訪問看護利用者家族、関連病院、行政、福祉施設等に配布

作成数

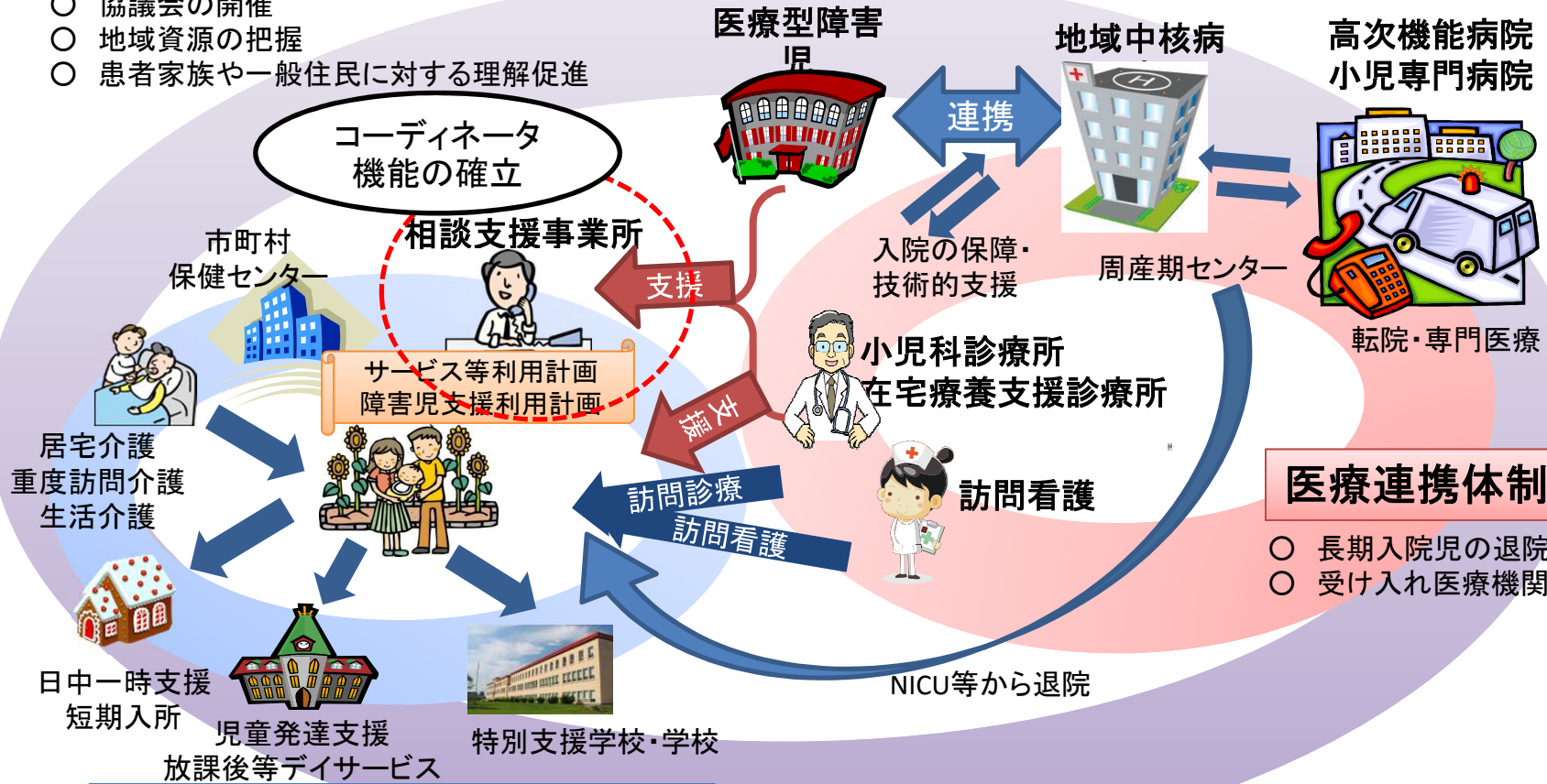
- ・DVD「群馬県子どもの訪問看護PR映像」 600枚作成
- ・パンフレット「群馬県『子どもの訪問看護』活用ガイド」 5,000部
- ・リーフレット「群馬県『子どもの訪問看護』活用ガイド」 10,000部

平成26年度小児等在宅医療連携拠点事業の目指すイメージ

拠点のイメージ： 高次機能病院、在宅療養支援診療所、医療型障害児入所施設など

都道府県による支援

- 協議会の開催
- 地域資源の把握
- 患者家族や一般住民に対する理解促進



地域の福祉・教育機関との連携

- 市町村自立支援協議会などでの医療と福祉との顔の見える関係
- 福祉・教育・行政職員に対する研修、アウトリーチ

目標とモニタリング指標

下記の目標に基づき、2015年1月をメドに事業を評価する指標調査を実施して頂きたい。

【目標1】小児等在宅医療を受け入れる医療機関の拡大

【指標】小児等在宅医療患者を受け入れる病院、診療所、訪問看護事業所数

【目標2】福祉・教育・行政機関との連携

【指標】

- ① レスパイト施設の把握
- ② 医療的ケアを要する障害児者の障害児支援利用計画／サービス等利用計画を作成できる相談支援事業所、及び作成した利用計画の件数
- ③ 医療的ケアについての研修を受けた相談支援専門員数
- ④ 居宅介護事業者における登録特定行為事業者及び認定特定業務従事者の認定件数
- ⑤ 医療的ケアを要する障害児を受け入れる児童発達支援施設、放課後等デイサービス施設、生活介護施設数
- ⑥ 特別支援学校の教員で喀痰吸引等研修を受けた者の数
- ⑦ 医療的ケアを要する障害児者に関し、保健師の訪問や自立支援協議会での協議を実施している市町村数

【目標3】小児等在宅医療患者の把握

【指標】「規定の医療的ケア」を、①在宅人工呼吸、②気管切開、③在宅経管栄養、④在宅中心静脈栄養と定義し、これらの医科診療報酬を算定する件数をもって小児等在宅医療患者数として扱い、県内医療機関での患者分布を把握する。

事業全体スケジュール

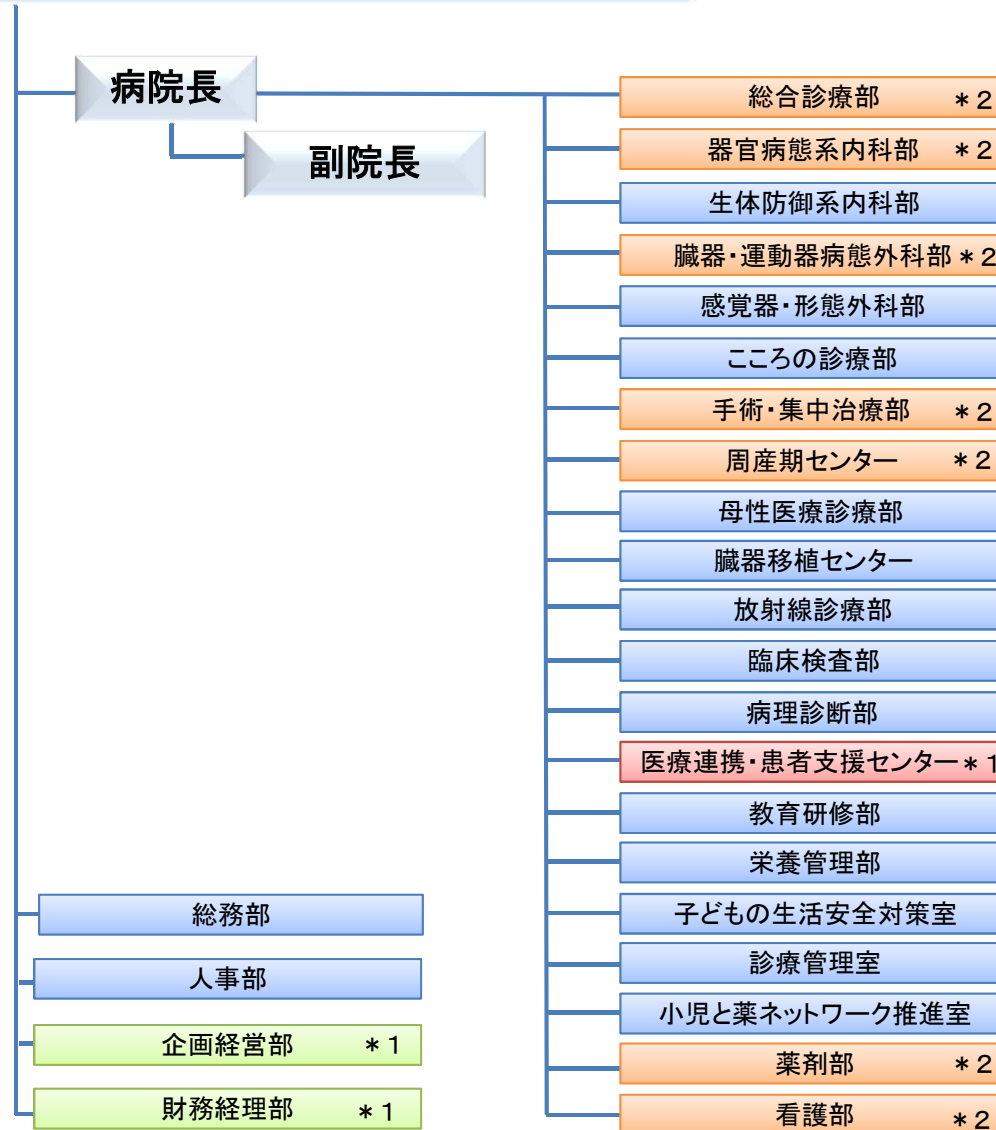
実施時期	事業内容
2014年 7月	<ul style="list-style-type: none"> ○厚生労働省医政局指導課在宅医療推進室と協議の上 <ul style="list-style-type: none"> ・本事業の評価項目、事業実施進捗確認項目、年間計画の決定 ○厚生労働省医政局指導課在宅医療推進室と協力して拠点事業参加都道府県、委託事業者への説明会の開催 ○拠点事業参加都道府県からの最終計画書、事業のタイムスケジュール、メイリングリスト作成のための情報の提出
2014年 7月－11月	<ul style="list-style-type: none"> ○拠点事業参加都道府県への聞き取りまたは訪問(神奈川県、福岡県) <ul style="list-style-type: none"> ・各地域の事業実施体制の確認 ・年間計画の把握、予定最終成果の確認 ○拠点事業者への事業実施進捗確認項目、計画実施状況の聞き取り
2014年 11月	<ul style="list-style-type: none"> ○中間進捗報告会の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・拠点事業参加都道府県による活動内容等の発表、意見交換
2014年 12月 ～2015年 3月	<ul style="list-style-type: none"> ○拠点事業者への事業実施進捗確認項目、計画実施状況の聞き取り ○拠点事業参加都道府県への訪問 <ul style="list-style-type: none"> ・小児在宅医療の現状の聞き取り ・進捗状況の把握、指標調査にかかる助言 ・事業実施によって得られた効果および新たな課題の抽出等 ・小児等の在宅医療推進するための要望の聞き取り
2015年 2月	<ul style="list-style-type: none"> ○拠点事業参加都道府県からの評価項目、事業実施確認項目に沿った最終事業実施報告書の提出
2015年 3月	<ul style="list-style-type: none"> ○平成26年度 小児等在宅医療連携拠点事業成果報告会の開催 ○拠点事業参加都道府県からの最終報告書の提出 ○本事業の活動性の評価、とりまとめ

小児在宅医療拠点病院事業評価事業

- 国立成育医療研究センターは、拠点事業の進捗管理及び支援を行い、事業終了にあたっては、小児等在宅医療が推進され、全国展開が可能となるよう提言を行う。

本事業の組織図

国立成育医療研究センター 理事長・総長



注) *1:担当部門
 *2:協力チーム
 *3:経理担当部門

本事業の実施体制

総長、病院長の指揮のもと、病院の医療連携・患者支援センター 在宅医療支援室において、医療連携・患者支援センター、各診療部門等の多職種による組織横断的なチームによって、支援を行う。

国立成育医療研究センター 五十嵐 隆 理事長・総長

賀藤 均 院長

副院長

医療連携・患者支援センター

在宅医療支援室

医師(責任者)	中村知夫
看護師	武内淳子
事務担当者	福田志穂

組織横断的な支援チーム

総合診療部	医師
医療連携・患者支援センター	医師
手術・集中治療部	医師
器官病態系内科部 神経内科	医師
臓器・運動器病態外科部 リハビリテーション科	医師
医療連携・患者支援センター	看護師・MSW
薬剤部	薬剤師
看護部	看護師
	臨床工学技士

オブザーバー 外部研究者

支援

- HPに本事業に関する各都道府県の活動状況、報告内容を共有できる環境の整備
- 情報交換のためのメイリングリストの作成
- 事業に関する情報、問題の共有
- 小児在宅医療に関する情報の提供
- 評価内容等の問い合わせ（成育および厚労省）

7月18日までのお願い

- 各都道府県の最終計画書、事業のタイムスケジュール
- メイリングリスト作成のため：都道府県と事業者の住所、所属、肩書き、担当者名、電話番号、ファックス、メールアドレス

国立成育医療研究センター

医療連携・患者支援センター 在宅医療支援室 看護師
武内淳子

03-3416-0181(内線7455)

takeuchi-j@ncchd.go.jpまでお送りください

ご協力よろしくお願ひ致します

問合せ先

事務：武内淳子

takeuchi-j@ncchd.go.jp

03-3416-0181 (内線7455)

医師(責任者)：中村知夫

nakamura-t@ncchd.go.jp

03-5494-7120 (内線7059)

